

性の多様性と 人権尊重の教育へ

権利の平等を求める概念「ジェンダー」と学校

千葉大学 ● 片岡洋子

学校とジェンダー

ジェンダーとは、平たく言えば「社会的・文化的な性」です。つまり、社会や文化が、人間の性を男と女の2つに分け、「男らしさ」や「女らしさ」など性差を意味づけます。社会や文化がつくるといことは、社会や文化が異なれば性差の意味も異なるということです。社会や文化は人間がつくるものですから、人間がつくっている性についての決まりごとによって誰かが差別されるなど、権利の不平等が生まれるのであればつくりかえればよい、ジェンダーとはそうした社会変革による権利の平等を求める概念なのです。ですから、ジェンダー問題とは、性による何らかの差別が起こっていることを表しています。

日本では1999年に「男女共同参画社会基本法」(Basic Act for Gender Equal Society) が成立しました。英語の法律名を見ればわかるように、日本をジェンダーによる差別のない平等な社会にしていこうための基本法でした。これによって学校教育においても、男子が先で女子がその後続く男女別名簿を男女混合名簿に変えたり、男子が黒や青、女子が赤やピンクという色別で「らしさ」を押しつけるのをやめるなど、ジェンダー平等の取り組みが進みました。しかし2003年頃から、ジェンダー平等に反対する保守系政治家やマスコミの勢力による「ジェンダー・フリー・バッシング」が行政や学校教育に圧力をかけるようになり、教育委員会や学校でジェンダーという言葉さえ使いにくい状況になりました。

それでも20年のあいだにジェンダー平等を進める国際的動向と相まって、性差を理由にした差別に敏感な世論が少しずつ形成され、ジェンダーという言葉を知らない大学生もほとんどいなくなりました。そして最近では、「性の多様性」を尊重するという観点から「男子は～」「女子は～」などと性別を多用した指示や、異性愛を前提とした性教育が問題になってきています。

「性の多様性」とは何か

LGBT (レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー) という言葉

が日本社会にも浸透してきました。性的多数者は異性を性的対象とする「異性愛者」で、かつ心と体の性が一致している「シスジェンダー」です。LGBTは性的マイノリティの代名詞のようになっていますが、厳密に言えば性的マイノリティはLGBTだけではありません。自分の性別が男でもない女でもないXジェンダーや性別や性的指向を決めたくないクエスチョニングの人もいます。性的指向 (Sexual Orientation) と性自認 (Gender Identity) の頭文字をとったSOGI (ソジ) は、性的マイノリティの人々だけでなく異性愛者やシスジェンダーにもあてはまる性的指向・性自認を示す用語です。それに性表現 (Gender Expression) を加えるとSOGIE (ソジイ) と言います。「性の多様性」とは、性を「男」「女」と二元的に捉えるのではなく、誰もが多様な性を生きていて、みんなが異なることを尊重することを指しています。つまり、学校で児童生徒の中に性的少数者がいるとわかったら何か教育的対応を考えるということではないのです。目の前の児童生徒の中にいるかいないかは別として、誰もが多様な性を生きていること、そして将来必ず出会うはずの性的マイノリティの人々への知識・理解をもたせることが学校教育に求められています。

国際社会での「性的指向・性自認」(SOGI) と人権

近年、性の多様性の尊重や性的少数者への理解が求められるようになった背景には、国内外での人権問題の裾野の広がりがあります。世界保健機構 (WHO) は1990年に同性愛を、2019年6月に「性同一性障害」を国際疾病分類から除外しました。異性愛でないことや心と体の性が異なることは病気でも障害でもないとしたのです。しかし、同性愛者やトランスジェンダーの人々への差別や迫害が今も続いています。2006年、国際人権の専門家の会合で、世界人権宣言・国際人権規約など既存の国際人権に関する規定は「性的指向や性自認についてもそのまま適用可能」であるとした「ジョグジャカルタ原則」が採択されました。国連人権委員会では2011年、性的指向及び性自認を理由とした暴力や差別を懸念し実態調査を行うための「人権、性的指向および性自認」決議を日本も含めた賛成多数で採択しました。

「結婚の自由」が同性愛者に認められないのは性的指向を理由とした差別です。同性同士の結婚の合法化は、2001年のオランダに始まり、2019年5月にはアジアで初めて台湾でも実現し28か国に広がっています。日本では2019年2月14日に、同性カップル13組が、同性結婚を認めないのは法の下での平等を定めた日本国憲法に違反しているとして、すべての人に結婚の自由を求める集団訴訟を東京、大阪、札幌、名古屋で起こしました。同性カップルの権利を保障するためのパートナーシップ制度等は、2015年の東京都渋谷区、世田谷区を皮切りに47自治体に及び、登録したカップルは945組になっています (2020年4月20日現在、虹

色ダイバーシティ HPより)。

オリンピック憲章の中にも性的マイノリティの人々への差別禁止が盛り込まれており、法務省が2016年11月に人権シンポジウムin東京「性的マイノリティ(LGBT)と人権—多様な性のあり方について考える—」を開催するなど、東京でのオリンピック・パラリンピック開催も性的マイノリティへの理解を広め、差別をなくすことを後押ししていました。

自殺予防、いじめ対策と文科省の対応

「自殺総合対策大綱」(2012年閣議決定)は、性的マイノリティの人々は自殺念慮を抱く割合が高いというデータをもとに、その背景に性的マイノリティへの無理解や偏見等の社会的要因があるとし、それを解消するために学校の教職員の理解を促進すると記しました。文部科学省は2014年1月に全国の学校に「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査」を行い、同年6月に606件の相談があったという結果を公表しました。そして文科省は、2015年4月に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を通知しました。ここでは「性同一性障害」に限られていましたが、翌2016年4月の教職員向け冊子のタイトルは「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」となり、「性的指向・性自認」が加わりました。

国連子どもの権利委員会の一般的意見「思春期における子どもの権利の実施」(平野裕二訳、2016年)の33、34パラグラフでも、性的マイノリティの子どもたちを差別や暴力から保護することを各国に求めました。こうした中、文科省のいじめ防止の通知文書にも「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめ防止」が明示されました(2017年3月16日通知、別添2)。10歳から35歳のLGBT当事者を対象とした「LGBTの学校生活に関する実態調査(2013)」(いのちリスペクト。ホワイトリボン・キャンペーン)によれば、全回答者の68%が「身体的暴力」「言葉による暴力」「性的な暴力」「無視・仲間はずれ」のいずれかを経験しています。また、国際人権団体ヒューマン・ライツ・ウォッチが日本で実施したオンライン調査(25歳未満の回答者458人のデータ、2015年)では、学校で性的指向及び性自認に基づく暴言等を経験した子どもは8割を超え、その約3割は教師からの発言であったとしています。

性の多様性を理解する教材と教員研修の必要性

学習指導要領改訂(2017年3月告示)の際、たとえば「保健体育」で、小学校の「異性への関心が芽生える」、中学校の「異性への関心が高まる」など、異性愛前提の記述が残りました。パブリックコメント等で「性の多様性」の記述が求められた

のに対して、文科省は「現段階で性的少数者を扱うのは、保護者や国民の理解、教員の適切な指導などを考慮すると難しい」として退けました。しかし2020年度から使用される小学校体育(保健)の教科書では、光文書院(4年)と文教社(5年)で発展的内容として心と体の性別が一致しない人や異性に関心をもてない人がいることがとりあげられています(『朝日新聞』2019年6月17日)。また、中学校は道徳の教科書ですでに性の多様性が扱われていましたが、性の多様性を取りあげた2021年度から使用される教科書は9社17点になり、科目も道徳だけでなく国語、歴史、公民、家庭、美術、保健体育に広がりました(『東京新聞』2020年3月26日)。

しかし、大学の教員養成や教員研修において必修化されていないため、性の多様性についての知識や理解に自信が持てず、かえって偏見や誤解を助長するのではないかと教えることをためらう教員も少なくありません。一方で性の多様性についての研修を受けた多くの教員は、自分の無理解や偏見に気づくと、積極的に性の多様性について校内でも考えたり行動したりする機会をつくろうとしていることから、教員養成課程で必修化し教員研修の機会を増やすことが必要です。

独自の教材や指導資料を作成している自治体もあります。岡山県倉敷市教育委員会はHPで人権教育実践資料『性の多様性を認め合う児童生徒の育成 I』(2017年)、『同II』(2018年)を作成して市内の小中学校での人権教育実践として広げようとしています。また大分県は性的少数者の人権啓発マンガ冊子「りんごの色～LGBTを知っていますか?～」を作成しました(大分県HP、2017年)。後輩の男子と親友の女子から同じ日に告白された女子高生が悩んで養護教諭に相談しながら性の多様性について考えていくというストーリーで、2019年12月には、法務省により実写動画化(20分)もされました(法務省人権啓発ビデオ)。

性の多様性についての教育は小学生には早いという声もありますが、心と体の性が異なることに気づいた時期は小学校入学以前が半数を超えています(中塚幹也『封じ込められた子ども、その心を聴く——性同一性障害の生徒に向き合う』ふくろう出版、2017年)。同性愛の児童生徒は異性愛を前提とした教師や友だちのおしゃべりの中で異性愛のふりをして自分を隠しているかもしれません。いないのではなく言えないのです。とりたてての授業はできなくても、異性愛シスジェンダー前提ではない話題を付け加えるだけで、性の多様性と人権尊重の教育への一歩になります。そのためには性の多様性を理解している教員を増やしていくことが必要です。



かたおか・ようこ

1955年生まれ。千葉大学教授。大学ではジェンダー、人権教育、生活指導の授業科目を担当している。